

【教育・人権・平和】

- 重点 19 学校の働き方改革・DX と計画的採用を進め、外部専門人材配置で教育環境を充実 ②
- 重点 20 中等・高等教育での家庭負担軽減と給付型奨学金拡充 ②
- 重点 21 外国につながる子どもと家族の孤立を防ぎ、教育・生活支援体制を強化 ①
- 重点 22 社会的少数者への差別禁止と救済を含む包括的人権条例制定を推進 ②
- 重点 23 米軍基地の整理縮小・情報提供を国に要請し、PFAS 問題への実態把握と対策を求める ②
- 重点 24 拉致問題の風化防止と早期帰国実現に向け、啓発と県民世論喚起を強化 ②

1. 学校をめぐる課題に対する取り組み

学校に働く教職員が本来の業務に集中でき、子どもたちが将来社会を担う存在として尊重され、育つことができる豊かな教育が保障される学校をめざすための取り組み。

重点 19 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

子どもたちが安心して学び学校生活を送ることができる環境を構築し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、子どもたちの学びを十分に保障するため、学校における働き方改革・DX を促進すること。また、4月新学期時点を含め通年で欠員が生じないように、計画的な採用による人材確保を確実に行うこと。

教員が本来業務に専念できるようにするため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフ、スクールロイヤー、看護師、ICT の専門スタッフなどの人的措置を積極的に行うこと。また、中長期を見据えた教育人材の育成・確保のための施策を実施すること。

神奈川県（教育局）

【政令市を除く公立小・中学校について】

政令市を除く公立小・中学校については、県スクールカウンセラーを全中学校に配置し（年間 245 時間）、中学校区内の小学校に派遣できる体制を構築しており、そのうち 90 校を週 2 日配置する重点配置校とするとともに、週 4 日勤務するスクールカウンセラーアドバイザーを教育事務所と横須賀市教育委員会に配置しています。

併せて、政令市及び中核市を除く公立小・中学校に対応する県スクールソーシャルワーカーを教育事務所に 50 名配置するとともに、週 4 日勤務するスクールソーシャルワーカーアドバイザーを教育事務所に 4 名配置し、学校と関係機関との連携による対応に努めています。

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを義務標準法の算定の対象

とすること等について、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に要望しており、今後も継続して要望していきます。なお、市町村立学校等を対象に法律相談を行うスクールロイヤーについては、教育局に1名配置しています。

医療的ケアを行う看護師については、義務標準法において国庫負担金の算定の対象とし、国が責任をもって財政措置を講じるよう全国都道府県教育委員会連合会等を通じて要望しており、今後も引き続き、要望していきます。

I C Tの専門スタッフについては、希望する学校すべてにI C T支援員を配置できるよう、財政措置の更なる充実や人材確保のための支援を継続して行うよう全国都道府県教育委員会連合会等を通じて要望しており、引き続き国に対して要望していきます。

スクール・サポート・スタッフについては、令和7年度においても、国の補助事業を活用し、政令市を除く市町村立小・中学校等にスクール・サポート・スタッフを全校配置する措置を講ずることといたしました。今後も引き続き、スクール・サポート・スタッフの配置規模拡充と全校配置について、国に要望していきます。

【県立高校及び県立中等教育学校について】

県立高校及び県立中等教育学校について、令和5年度からスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を大幅に拡充し、すべての学校に週1日配置しています。

スクールロイヤーについては、平成22年度から、教育局内に法曹有資格者であるスクールロイヤーを1名配置し、任期付きの常勤職員として任用しています。

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づき、常勤職員として配置できるよう措置することを、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に強く要望しており、今後も継続して要望していきます。

【教員の採用数等について】

教員の採用数については、児童・生徒数の増減等に伴う教員定数の推計、退職者・再任用者の見込数等をもとに、年齢構成の平準化の観点を踏まえて決定することを基本としています。今後も、中期的な視点に立って、計画的に必要な教員を確保できるよう努めていきます。

教員の育成については、県教育委員会が策定した「神奈川県をめざすべき教職員像の実現に向けて～校長及び教員の資質向上に関する指標～」を踏まえ、体系的にまとめた教員研修計画に基づいて研修を実施し、校長及び教員の資質向上を図っていきます。

横浜市（教育委員会事務局）

全ての子どもたちへのよりよい教育の実現に向けて、教員が専門性等の向上や授業改善、児童生徒理解や支援等に一層専念できる環境を構築するため、人材配置等による体制強化、プール清掃等の外部委託等による業務の適正化・改善、家庭と学校の連絡システムの導入等による校務DXの推進等に取り組んでいます。今後も、学校の声を丁寧に汲み取りながら、教員が子ども一人ひとりと向き合い、安心して教育活動に取り組める環境づくりに向けて、働き方改革を着実に推進してまいります。

職員室における事務的な業務をサポートする職員室業務アシスタントについては、全小中義務教育・特別支援学校に配置しています。職員室アシスタントの更なる配置や教員定数の拡充については、財源の確保などの課題があります。

教員の確保については、採用試験の受験者数の増加につなげるために、選考方法の改善を進めるなど、人材確保に向けた取組を実施しています。今年度は、民間企業をはじめ公務員試験でも幅広く導入されている SPI3 を第一次試験とする春チャレンジ選考試験の実施や、教職経験者特別選考の要件及び第一次試験を免除する等の試験内容の変更等を行いました。

ICT 支援員の派遣については、当面の間維持し、機器の設定、授業支援、教員への研修、トラブル対応の面で学校を支援していきます。

学校における教育相談体制の充実を図ることを目的として心理の専門職であるスクールカウンセラー、福祉の専門職であるスクールソーシャルワーカーを配置しています。教員その他ご提言頂いたような様々な職種の方と共に、チーム学校として、子どもたちが安心して学校生活を送ることができる環境の構築が図れるよう、取組を進めてまいります。

川崎市（教育委員会事務局）

現在策定中の「次期教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づく取組を進めることで教員の働き方改革・DX の促進に努めてまいります。

教員の採用に当たりましては、児童生徒数を基準とする学級数の変動や退職者数、60歳を超える教員の動向など、様々な不確定要素があり、長期的な視点に立って進めることが必要であることから、臨時的任用の制度を活用することも許容しながら、採用者数を決定していましたが、令和6年度には、年度当初の欠員解消に向けた正規教員の確保に優先的に取り組む方針を決定しており、まずは年度当初の欠員の解消に向けて人材確保を計画的に進めてまいります。

スクールカウンセラーにつきましては、全市立中学校・高等学校に各校1名配置しております。学校巡回カウンセラーにつきましては、全市立小学校に加え、令和5年度より市立特別支援学校にも月2回程度の計画派遣を開始しました。これにより全校種で定期的な相談等が可能となり、子どもたちが安心して学び、学校生活を送ることができる環境構築のための活動に取り組んでおります。今後につきましても、相談活動の更なる充実に努めてまいります。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、今年度は1名増員し、13名の相談・支援体制に拡充することで、これまでの要請派遣に加え学校への巡回派遣を行い、相談ニーズがある子どもや家庭の支援の充実を図っています。

令和2年度に教職員事務支援員（スクールサポートスタッフ）又は障害者就業員を全市立小中学校に配置したところがございますので、引き続き、全小中学校への配置を継続するとともに、各学校の実情に応じて効果的な配置の在り方等を検討してまいります。

ICTの専門スタッフ（ICT支援員）につきましては、令和6年度は小学校、中学校及び特別支援学校に1校当たり年間8回程度配置しており、今後も維持に努めてまい

ります。

児童生徒へのきめ細かな学習支援、教育活動支援など、多様な学校のニーズに応じて子どもたちへの支援に当たるため、「教育活動サポーター」を学校の要請に応じて配置しているところでございます。今後も、一人一人の学習状況をよりきめ細かく把握するとともに、状況に応じた適切な支援を行えるよう、引き続き取り組んでまいります。

教育人材の育成については、川崎市教職員育成指標に基づき、学校全体の教育力の向上を目指して、教職員の経験年数に応じた必修研修や各種研修を年 230 回実施しています。教育人材の確保については、本市の教員を目指す学生等に対して「かわさき教師塾」を年 12 回実施しています。今後も、これらの事業の更なる充実に努めてまいります。”

相模原市（教育局）

学校における働き方改革につきましては、「第 2 期 学校現場における業務改善に向けた取組方針」に掲げた取組を着実に実行するとともに、令和 6 年度の「若手職員による学校現場改善プロジェクトチーム」の検討結果なども踏まえ、学校と協働して積極的に取り組んでまいります。

学校における D X につきましては、学校の情報化推進ガイドラインに基づき、デジタル技術の活用による校務の D X 化に係る取組を推進するとともに、更なる業務の効率化に向けて、取り組んでまいります。

教員の人材確保につきましては、教員定数の確保に向けて、国と連動した取組を行うとともに、教職や相模原の魅力を伝える取組の拡充、候補者選考試験の見直しなどを行い、計画的に正規教員の採用に努めてまいります。また、欠員が生じた場合の対応につきましては、引き続き、代替教員や非常勤講師の任用を進めることで、通年で人材確保に取り組んでまいります。

青少年教育カウンセラーにつきましては、現在 7 9 名体制で市内全小中学校等に週 1 回から 2 回派遣し、様々な課題を抱える児童生徒やその保護者に対する心理面からの支援を行っております。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、令和 3 年度から、一人当たり 2 中学校区を 2 日ずつ担当する拠点校・巡回校型を新たに導入し、本年度は 1 8 名体制で、全中学校区へ配置する相談・支援体制をとっております。

今後も、諸課題に対する一層の早期発見と迅速な対応や解決に向け、青少年教育カウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの効果的な配置について検討してまいります。

スクール・サポート・スタッフにつきましては、主に教員の事務補助を担っており、教員の子どもと向き合う時間の確保や負担軽減にもつながることから、全校配置を目指し増員に取り組んでまいります。

スクールロイヤーに関しましては、現在 1 人を特定任期付職員として教育委員会事務局で任用しております。学校、保護者等からの相談・意見に対し、法的視点が必要な案件にスピーディーに対応できるとともに、現場での法的対応を重ねることで、指導主事や、学校管理職の対応力育成にもつながっております。

看護師につきましては、小・中学校12校12名の医療的ケア児に対し看護師を配置しております。本年度より、宿泊を伴う校外学習において派遣看護師を配置し、保護者の負担軽減につながりました。

今後も、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨を踏まえ、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた看護師の適切な配置について検討してまいります。

I C Tの専門スタッフにつきましては、本年度は小学校及び義務教育学校に35回、中学校に26回派遣し、授業における児童生徒への支援や、タブレットP Cを活用した授業づくり、校務における機器操作補助などを実施しております。

中長期を見据えた教育人材の育成・確保のための施策につきましては、教職や相模原の魅力伝える取組として、大学生を対象とした「さがみはらの学校で学ぼう DAY」や高校生を対象とした「さがみはらの小学生と遊ぼう」といった学校訪問事業に取り組んでおります。また、大学3年生以上を対象とした「さがみ風っ子教師塾」を実施しております。

② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 教員の労働条件の改善およびその取り組みについての発信が必要。
- ・ 人材確保に向けた取り組みについて、引きつづき注視が必要。

2. 学びを支える環境をめぐる課題に対する取り組み

学びを希望するすべての人が、自由に学ぶことができる環境を整える取り組み、および学校の教育活動を支える学校外の仕組みや活動を充実させる取り組み。

重点 20 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

後期中等教育における家庭の負担軽減のため、授業料以外の学用品や通学にかかる費用に対する補助制度を創設すること。

高等教育機関への進学のための自治体独自の給付型奨学金制度および返済支援制度を創設・拡充すること。あわせて、貧困等を理由とする教育格差を再生産しないために、教育に対する国の責任として給付型奨学金および必要な子どもに対する伴走型支援の拡充と地方自治体に対する財政支援を国に求めること。

神奈川県（教育局、福祉子どもみらい局）

高校生等に係る授業料以外の必要な教育費については、生活保護世帯及び住民税非課税世帯などの生徒を対象に、国の補助金を活用し、高校生等奨学給付金を支給しています。子どもたちが、経済的理由で学びを諦めることなく、本人が希望する進路に進める

よう、給付金の支給単価の増額と支給対象世帯の拡大を、国に引き続き要望していきます。

高等教育機関については、令和2年4月に高等教育の修学支援新制度が創設され、一定の要件（住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯）の学生を対象に、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金が合わせて措置されています。県では、これまで、多子世帯への支援の充実や、補助対象となる世帯の拡大、補助額の増額など、制度の拡充を国に要望してきました。国においても、令和6年度から、新たに多子世帯や理工農系の中間層（年収600万円程度までの世帯）に支援対象が拡大されたほか、令和7年度からは、多子世帯の学生等に対して所得制限なく授業料・入学金を、国が定めた一定額まで減額・免除するなど制度の拡充がされ、一定の成果があったと考えています。引き続き、補助対象となる世帯の拡大や一人当たりの補助額の増額など、さらなる拡充を国に引き続き要望していきます。

また、県教育委員会においても、給付型奨学金については、可能な限り多くの人数を採用するよう、全国都道府県教育長協議会等を通じて、国に引き続き要望していきます。

横浜市（教育委員会事務局）

授業料以外の学用品や通学にかかる費用に対する補助制度として、横浜市独自の高等学校の修学が困難な生徒を対象とした給付型奨学金制度を実施しています。

大学等の高等教育機関への進学のための支援制度の創設は、現在検討しておりません。国の高等教育の修学支援制度が拡充されてきていますので、引き続き国の制度改正の動向を注視していきます。

川崎市（教育委員会事務局、経済労働局）

（教育委員会事務局）本市の高校生への独自の支援策としましては、能力があるにもかかわらず、経済的な理由で修学が困難な方に対し奨学金を支給する「川崎市高等学校奨学金」制度を設けており、市内在住であれば、市立高等学校以外の高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）及び専修学校の高等課程を含む。）に在籍している方も対象としておりますので、引き続き、同制度を適切に運用し、高校生への支援を継続してまいります。

本市の大学奨学金は、無利子で貸付けを行う制度となっておりますが、国の奨学金制度との併用が可能なものとなっております。国では、意欲ある学生等が経済的理由により進学を断念することがないように、令和2年度から高等教育の修学支援新制度を開始し、授業料、入学金の免除、減額や、給付型奨学金などの支援が拡充されているところでございます。令和7年度からは多子世帯の学生等について、所得制限なく大学等の授業料・入学金を無償とするなど、支援の拡充が図られておりますが、本市といたしましては、指定都市教育委員会協議会を通じて、国に対象者の拡大等を要望しているところでございます。今後も引き続き、社会経済状況や、国及び他の自治体における制度の内容を注視してまいります。

（経済労働局）奨学金返還支援制度につきましては、他の自治体においては導入している事例があり、多くは導入自治体の地域特性などを踏まえ、若者の地元定着による人

材確保を図る取組として、行われているものと認識しております。市内中小企業の人材確保支援は大変重要と考えておりますことから、若年層を対象とした合同企業説明会や業界・企業研究会を開催するとともに、就業支援室「キャリアサポートかわさき」において、求職者や企業ニーズを踏まえた、就職マッチングに取り組んでいるところでございます。

相模原市（教育局、こども・若者未来局）

高校生を対象とした本市独自の援助制度として、経済的理由により高等学校等における修学が困難な方に対して、授業料以外の学校教育費の補助として返還不要の奨学金を給付しております。

高等教育機関への進学のための本市独自の給付型奨学金制度及び貸与型の奨学金に対する返済支援制度の創設につきましては、国や民間が実施している様々な制度を踏まえ、必要性を検討いたします。

また、自治体が地域の実情に応じて実施している給付型奨学金制度に対する財政支援等に関し、引き続き、国に対して要望してまいります。

大学生を対象とした本市独自の給付型奨学金制度及び貸与型の奨学金に対する返済支援制度を創設することや給付型奨学金の拡充を国・神奈川県に求めることにつきましては、国や民間が実施している様々な制度を踏まえ、必要性を検討してまいります。

② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 国による高等学校無償化施策の影響について注視する。
- ・ 家計状況の悪化が子どもの学びの阻害要因とならないよう、経済的支援の継続を求める。

重点 21 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

外国につながる子ども達が県内で増加している。就学前の保育園や幼稚園への入園、義務教育への就学、高等学校への進学、就労、それぞれの段階で言語や生活習慣の相違等様々なことに起因する困難が生じ、結果として教育格差・生活格差が生じている。

外国につながる子どもとその家族を地域の中で孤立させず、保護者も含めた必要なサポート体制が取られるよう施策を展開すること。

神奈川県（教育局、文化スポーツ観光局）

外国籍県民等が地域で共にくらす一員として、言葉や習慣の壁などにより不便や疎外感を感じることなく、地域で活躍できる社会づくりを目指し、県は「多言語支援センタ

一かながわ」を運営して多言語での相談対応や情報提供を行うとともに、市町村や関係機関等と連携した日本語教育の総合的な体制づくりを進めています。

教育関係については、教育委員会作成の「外国につながるのある児童・生徒への指導・支援の手引き」において、児童・生徒や保護者とのコミュニケーションを図る際の工夫や抱える困難さに寄り添うために留意すべき点等について言及し、教育現場における進路指導などで、児童・生徒や保護者と円滑な意思疎通を図れるよう周知徹底を図っています。「帰国児童・生徒、外国につながるのある児童・生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会」において、県内各校での工夫した取組を共有できる場を設定することや、児童・生徒およびその保護者への母語支援の一環として、翻訳機の貸し出しや翻訳ソフト・アプリ等 I C T の活用についての情報共有を行っています。

さらに、教育委員会では、本県の公立高等学校の入学者選抜制度として、一般募集のほかに、一般募集の志願資格を満たし、原則として、外国籍（難民として認定された者を含む。）を有する 15 歳以上の者（日本国籍を取得して 6 年以内の者も同等とする。）で、入国後の在留期間が通算 6 年以内の者を対象とした在県外国人等特別募集を実施しており、令和 8 年度入学者選抜では 20 校で募集を行うこととしています。日本語を母語としない生徒等の志願が想定される県立高等学校に対して、当該高等学校が実施する県立高等学校入学者選抜に係る説明会等への通訳依頼に対する予算措置を行うとともに、外国につながる子どもたちに対しては、N P O 法人と協働して日本語を母語としない人たちのための高校進学ガイダンスを開催するなど、引き続き外国につながる子どもたち等へのサポートを行ってまいります。併せて、高校合格から入学までの間に、日本語や学校生活等について学ぶ「プレスクール」を開催し、入学前から支援を開始しています。

横浜市（こども青少年局、教育委員会事務局、国際局）

保育所等に関しては、入所時に必要な書類について外国語翻訳を作成しているほか、保育所入所時の審査においては国籍に関わらず就労時間等を踏まえて審査を行っています。

また、保育所に対して、通訳や翻訳のための機器の導入費用の一部補助を行っています。さらに、外国にルーツを持つ児童の割合に応じて、保育を円滑に行えるよう保育士を雇用する経費を助成しています。

義務教育に関しては、本市では、昭和 56 年に日本語教室が設置されるなど、全国に先駆け日本語指導が必要な児童生徒への支援に取り組んできており、平成 29 年に日本語支援拠点施設「ひまわり」、令和 2 年に「鶴見ひまわり」、令和 4 年に「都筑ひまわり」を設置したほか、国際教室担当職員の配置拡充等、支援の充実を図ってまいりました。

今後も日本語指導が必要な児童生徒は増加していくことが想定されるため、国の方向性も踏まえ、日本語支援拠点施設による学校ガイダンスや就学前教室等で児童生徒や保護者へ学校生活の体験や説明を行ったり、初期の集中的な日本語指導を行ったりして支援体制のさらなる充実を図るとともに、日本語講師、母語支援ボランティア、学校通訳

ボランティア、外国語補助指導員などの支援員による支援体制の充実を図ってまいります。また、日本語指導が必要な児童生徒が在籍校で活躍していくためには、担当教員による支援が不可欠であることから、担当教員への支援、育成の更なる充実に取り組んでまいります。

また、日本語の困難な在住外国人への基本的な行政サービスの提供や、窓口等の円滑化を目的として、小中高等学校や福祉施設、区役所等へ通訳ボランティアの派遣を実施しています。また、令和2年8月に開設した「よこはま日本語学習支援センター」では、市域における地域日本語教育の推進・連携や日本語学習者及び支援者のサポート等を行っています。市内NPO法人や国際交流ラウンジ等とも連携し、外国につながる子どもの学習支援教室の実施や居場所づくりも行っています。今後も、これらの支援の充実に取り組んでいきます。

川崎市（教育委員会事務局）

義務教育への就学につきましては、市立小中学校に就学する外国籍の子どもがいる保護者に、「外国人保護者用就学ハンドブック」（8言語に対応）を送付するとともに、川崎市教育委員会ホームページに掲載し、児童生徒のスムーズな就学を促しています。加えて、就学前の支援のために、外国につながるのある子どもと保護者を対象にしたプレスクールを開催しています。

高等学校への進学につきましては、日本語を母語としない生徒への高等学校説明会の動画を、やさしい日本語・英語・中国語・フィリピン語で作成するとともに、動画のリンクを各学校に周知し、中学生や保護者が視聴できるようにすることで生徒の進学を支援しています。

市立小中学校においては、国籍や滞在年数にかかわらず、日本語指導が必要な全ての児童生徒に、特別の教育課程を編成・実施し、日本語指導や学校生活への適応支援、教科学習の補充等を行っています。5人以上在籍する学校には、国際教室を設置し教員の加配を行っています。19人以上在籍している学校には更に加配を行い、指導の充実を図っています。在籍が4人以下の学校には非常勤講師による巡回指導を実施しています。並行して、学校生活への適応や日本語指導の初期段階を支援するために、対象児童生徒の母語を話せる日本語指導初期支援員を配置し、保護者との連携サポートも含め、合計100時間の支援を行っています。また、教育相談につきましては、学校をはじめ、各区・教育担当や、教育政策室においても実施しています。今後も一人一人の学習状況等の実態に応じたきめ細かな支援を継続してまいります。

保護者も含めたサポート体制につきましては、保護者や児童生徒と学校のコミュニケーション支援のために、学校等に通訳機を配布しています。通訳機では対応困難な児童生徒の指導や保護者との教育相談等においては、通訳者を派遣しています。今後も、継続的にきめ細かな指導と支援を行うとともに、安心して学校生活を送ることができるよう、外国につながるのある児童生徒への支援に係る取組を推進してまいります。

相模原市（こども・若者未来局、教育局、市民局）

外国につながる就学前の子どもたちの保育園や幼稚園への入園につきましては、各区の子育て支援センター窓口には保育専門相談員「すくすく保育アテンダント」を配置し、タブレットを用いた多言語遠隔通訳サービス等を活用しながら、子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や各種の保育サービスなどが円滑に利用できるよう、相談や情報の提供・支援を行っております。

小中学校等における外国につながる子どもとその家族への支援につきましては、日本語指導講師や日本語指導等協力者を派遣することによって、在籍校で教員と連携を取りながら支援できる体制を構築しております。また、保護者への支援につきましては、個人面談や保護者説明会等で母語通訳を派遣するなど、保護者と教員の相談活動等を支援できるようにしております。

今後も、日本語指導を必要とする児童生徒の増加や教育的ニーズに合わせて対応できるように、取り組んでまいります。

また、さがみはら国際交流ラウンジでは、外国につながる児童、生徒を対象として、ボランティアによる教科学習の支援や小・中学校入学前相談会等を実施しています。また、来日して間もない外国人市民等を対象とした「生活ガイダンス」による日本の文化や制度の紹介や外国人無料相談の実施など、継続的なサポートに取り組んでまいります。

① 取り組みが進められており、課題解決や前進が期待できる

- ・ 現状、要求内容に沿った取り組みが行われている。
- ・ 社会情勢の変化を注視し、課題の掘り起こし・把握は継続する。

3. 差別やハラスメントのない共生社会をめざす取り組み

すべての人がその人らしく、働き、暮らすことのできる社会をめざす取り組み、および現存する被害を一掃し、被害者の救済につながる確実な仕組みを整える取り組み。

重点 22 〈継続〉

〔神奈川県、横浜市〕

LGBTQ+などの性的マイノリティや在日外国人（朝鮮半島出身者、クルド人等）、アイヌ民族、琉球民族、被差別部落民などの社会的少数者に対する差別を禁止し、差別被害調査や差別被害救済措置などを包含した人権尊重のまちづくりを推進するための包括的な条例を制定することを含めた取り組みを進めること。

〔川崎市、相模原市〕

社会的少数者に対する差別を禁止し、差別被害調査や差別被害救済措置など、人権尊重のまちづくりを推進する取り組みの具体的内容の公表・共有を進めること。

神奈川県（福祉子どもみらい局）

県では「かながわ人権施策推進指針」に、性的マイノリティ、外国籍県民等、同和問題などの各分野の施策の方向性を明記し、「人権がすべての人に保障される地域社会」の実現を目指しています。条例については、どのような内容であれば実効性を担保できるのか、国や他の自治体の動向を引き続き注視しながら検討していきます。

なお、差別被害調査や差別被害救済措置については、人権侵犯事件の調査権限をもつ地方法務局等の窓口をご案内するとともに、人権に関する普及・啓発活動については、国や市町村などと連携していきます。

横浜市（市民局）

ヘイトスピーチ解消法や横浜市人権施策基本指針の趣旨に基づき、国や県、県警察などとも連携して、差別のない、一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会の実現を目指し、取組を進めていくとともに、市内での状況などにも注視しながら、必要な施策を検討してまいります。

川崎市（市民文化局）

人権尊重のまちづくりの推進につかまして、本市としては差別や偏見を生まない土壌をつくるため、教育委員会と連携し、市内の小・中・高校の全児童・学生に「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に係るリーフレットを毎年配布する他、駅やバス等の交通機関でのポスター掲出やインターネット等を活用した啓発活動を進めております。

また、差別被害をはじめとした人権侵害の相談窓口である「かわさき人権相談」につきましても、同様に広報を行っており、今後も人権教育の推進や啓発活動を通じて、人権尊重の理念の普及に取り組んで参ります。

相模原市（市民局）

令和6年3月に制定した相模原市人権尊重のまちづくり条例では、不当な差別的取扱いを禁止し、それにもかかわらず不当な差別的取扱いを受けた場合には、救済を図るため、申立てに基づき助言、あっせん等を行うことを定めています。このほか、「相模原市人権施策推進指針」にのっとり人権尊重のまちづくりに関する施策を推進することや、施策を効果的に推進するため必要な調査及び情報の収集を行うことなどを定めています。

同条例に基づく施策については、広報さがみはらや市ホームページ、リーフレットなどを用いて周知に努めており、今後も、機会を捉えて周知に努めてまいります。

② 要求に対し取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 条例制定されている自治体においては、その実効性を引き続き担保するよう施策の充実を求める。また、新たに条例を制定する際には、あらゆる差別言動がその対象として、禁止されるよう罰則規定も含む実効性のある条例となるよう求める。

4. 安心して暮らし、働き、携わることのできる社会の実現に向けた取り組み

生命と安全、民主国家の主権にかかわる問題について、国の外交努力を求めるとともに、居住する地域での意識喚起・醸成を求める取り組み。

重点 23 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、相模原市〕

県内米軍基地は 12 施設あり近年その機能が付加強化されてきている。周辺住民の不安を解消し、安全で快適な生活を送れるよう、日米地位協定の抜本的な見直しはもとより、基地の整理・縮小・返還、強化されてきた機能の整理縮小、自治体や住民に対する速やかな情報提供を国に強く要請すること。

特に近年、県内米軍基地周辺では、河川・流出地下水から国の目標値を超える有機フッ素化合物（PFAS）の検出が報告されていることから、基地内における実態把握や緊急対策について引き続きの情報把握や情報提供を求め、必要に応じて県の立ち入調査を求めること。

神奈川県（政策局）

県は、県と基地関係市とで構成する「神奈川県基地関係縣市連絡協議会」、米軍基地が所在する 15 都道府県で構成する「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」を通じて、米軍基地の整理・縮小・早期返還、基地機能強化・恒久化の回避、日米地位協定の見直し、基地問題に関する国による地元への丁寧な説明と適切な対応等を国に求めています。

また P F O S 等に対しては、これまでの使用状況等を精査すること、汚染が確認された場合には地元自治体が求める立入調査等を実現させるようにすること等について、国に要望しています。引き続き、国に対し、関係自治体と連携して、粘り強く求めていきます。

横浜市（都市整備局）

米軍施設の整理・縮小・早期返還等について、神奈川県基地関係縣市連絡協議会の一員として、引き続き国に要請してまいります。

有機フッ素化合物（PFAS）に関し、国からは、日本国内の全ての米海軍施設、本州に所在する全ての米陸軍施設において PFOS 及び PFOA を含まない泡消火剤に交換作業が完了し、交換された PFOS 及び PFOA を含む泡消火剤については、日本国内で認可を受けた処分事業場における焼却処分によって廃棄処分を完了したと聞いております。

引き続き、広域的な課題として神奈川県や基地関係市と連携し、市民の皆様にご心配をおかけしないよう、適切な対応を行ってまいります。

相模原市（市長公室、環境経済局）

本市では、これまで、連合神奈川相模原地域連合や市議会、市自治会連合会等で構成される「相模原市米軍基地返還促進等市民協議会（以下「市民協議会」と言います。）とともに、基地機能の整理・縮小・早期返還に向けて取り組んでおり、市民生活やまちづ

くりなどのために緊急に必要な部分については、一部返還又は共同使用を国及び米軍に対して求めております。また、基地近隣住民に不安を与えるような基地機能の強化等を行わないよう、国及び米軍に対し求めております。

今後も、基地機能の整理・縮小・早期返還に向けて取り組むとともに、基地機能の強化等を行わないよう、国及び米軍に対して求めてまいります。また、基地周辺住民の皆様の不安解消に資するよう、引き続き、適時・適切な情報提供に努めてまいります。

日米地位協定の見直しにつきましては、本市では、かねてから、神奈川県基地関係県市連絡協議会の構成自治体である神奈川県及び基地関係市とともに、事件・事故の防止や環境対策など様々な観点から、条項ごとに改善点を国に示しているほか、市民協議会とともに見直し・運用改善等を強く求めております。

今後も、日米地位協定の見直しにつきましては、神奈川県基地関係県市連絡協議会の構成自治体と連携し、基地周辺住民の不安解消を目指し、安全で快適な生活を送れるよう市民協議会とともに国及び米軍に求めてまいります。

また、有機フッ素化合物につきましても、取扱いに関する情報提供等を受けており、基地内における実態把握や緊急対策について引き続き、情報収集を図ってまいります。なお、米国政府は在日米軍施設における全ての旧式水成膜泡消火薬剤の廃棄を完了し、旧式水成膜泡消火薬剤を、原料として PFOS 及び PFOA を含まない新式組成の水成膜泡消火薬剤に交換した旨、防衛省から情報提供を受けています。

② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 周辺住民の不安解消をめざし、国への要請とともに自治体としての主体的取り組みを求める。

重点 24 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

国家の主権および国民の生命と安全にかかわる重大な問題である北朝鮮による日本人拉致問題の風化を防ぎ、一日でも早い帰国を実現するため、国と連携しさらなる啓発活動に取り組むとともに、「北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会」の会長県として県民集会を開催するなど、県民・市民への世論喚起の充実に取り組むこと。

神奈川県（文化スポーツ観光局）

北朝鮮による拉致問題は、発生から既に 40 年以上の長い年月が経過し、もはや一刻の猶予も許されない状況です。本県は、「北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会」の会長県として、拉致問題担当大臣に、直接、要望書を提出するなど、一刻も早い全面

解決に向けて、日本政府として主体的に取り組むよう要望を行っています。

また、解決に向けた啓発の取組については、「めぐみさんと家族の写真展」の開催や、本県にゆかりのある特定失踪者の方のパネル展示のほか、映画「めぐみ」の上映会を県内4か所で開催するなど県内市町村とも連携して「オール神奈川」で取り組んでおります。加えて、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」には、県庁本庁舎のブルーライトアップを行うとともに、市町に協力をいただき、めぐみさんの救出を訴えるタペストリーを県内7か所に掲出しました。

今後も、拉致問題を決して風化させないよう引き続き啓発活動に取り組むことで、拉致問題に対する理解を深め、解決に向けて県民世論を高めていきます。

横浜市（市民局）

北朝鮮による日本人拉致問題の啓発として、内閣官房拉致問題対策本部事務局が主催する事業の周知協力のほか、神奈川県や県内拉致被害者家族支援団体との協働による市民向けの啓発イベントを毎年開催しています。

引き続き、関係機関と連携しながら、拉致被害者等の一日でも早い帰国の実現に向けて、市民への啓発に取り組んでいきます。

川崎市（市民文化局）

北朝鮮による拉致問題につきましては、5人の拉致被害者の方が帰国してから20年以上が経過しました。この問題を風化させないためにも、より多くの方が関心を持ち、理解を深めていくことが大変重要であると考えています。横田めぐみさんをはじめとする拉致被害者の一日も早い帰国の実現を願うとともに、より多くの市民の皆様方に拉致問題についての理解を深めていただくため、本市では、国をはじめ、他の自治体や支援団体と連携し、さまざまな取組を実施しています。

今後、若い世代に向けた啓発に一層力をいれることで、市民の皆様による支援の輪を広げていけるよう取り組んでまいります。

相模原市（市民局）

北朝鮮当局による日本人の拉致問題につきましては、これまで北朝鮮人権侵害問題啓発週間（毎年12月10日～16日）にあわせた啓発事業や、国や神奈川県、他市と連携した啓発活動を行ってまいりました。

今後も、国の動向を踏まえながら、拉致問題への関心と理解を深めるための啓発活動を進めてまいります。

② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 現状、要求内容に沿った取り組みが行われている。
- ・ 今後も世論喚起への一層の注力を求める。

※参考

教員の働き方改革

問 今後、教員の働き方改革をどう進めていくのか、教育長の所見を伺う。

答 年度内に改定の教員の働き方改革に関する指針にメンタルヘルス対策や保護者対応等の軽減を位置付けたい。具体的には、勤務時間外の電話への自動応答機能や通話内容の録音機能を備えるほか、仮称「学校問題解決支援窓口」を新設し、負担軽減を図りたい。

2025年度 神奈川県議会 第1回定例会
(立憲民主党・かながわクラブ 齊藤 たかみ)

2025年度 神奈川県議会 第3回定例会
(かながわ未来 岸部 都)

教員の働き方改革

問 今後、市町村教育委員会と連携して教員の働き方改革の加速化にどう取り組むのか、教育長の所見を伺う。

答 新たな補助金の有効活用を働きかけるほか、毎年、県の教員に実施している働き方改革の意識調査の対象を市町村の教員にも広げる。また、新たに働き方改革の意見や提案を県の教員から随時受け付ける取組を始め、今後、市町村の教員からの受付についても、調整を進める。

2025年度 横浜市議会 第1回定例会(立憲民主党 麓 理恵)

教育 教育委員会の組織改革

立憲党

問 教育委員会は大きな組織であり、その規模にふさわしい体制を構築することが必要です。リスク管理をICTの力で支援する「教育SOSサポートプラットフォーム」の活用などによる、学校現場の負担の軽減や、教職員の働きやすい環境づくりに期待しています。教育委員会の組織改革の目指す効果は何か、伺います。

答 質の高い教育の提供とともに、学校の安全安心、信頼の確保が大切です。市教育委員会は、505校を擁する巨大組織ではありますが、必要なガバナンス体制が備わっていなかったと考えます。3ラインを軸とする組織体制とICTも活用した情報共有基盤の整備の両方で取り組むことで、リスク軽減・対応力強化を図り、信頼を得て、質的な意味での教育力の向上にもつなげていきます。

2025年度 川崎市議会 第2回定例会
(みらい 井土 清貴)

学校給食の配膳体制の効率化

Q 他の自治体の事例を参考に時間の効率化に向け取り組むべきでは。

A 食事時間を確保することは大変重要と認識している。6年度は各学校の取組を調査し全校で共有し、7年度は効果のあった事例を収集し共有していく。